
種 別： 論説

タイトル： 結果的加重犯における加重結果の原因

著 者： 伊藤 渉

所 収： 『上智法学論集』第 57 卷 4 号（平成 26 年 3 月）23-46 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

結果的加重犯における加重結果の原因

伊藤 渉

1. 問題の所在
2. 現行刑法典における結果的加重犯規定
3. 結果的加重犯規定における基本犯の性質
4. 傷害罪・傷害致死罪と加重結果の原因
5. 危険運転致死傷罪と加重結果の原因
6. 監禁等致死傷罪と加重結果の原因
7. 強姦等致死傷罪と加重結果の原因
8. 強盗致死傷罪と加重結果の原因
9. 往来妨害致死傷・列車転覆等致死罪と加重結果の原因
10. 結論

1. 問題の所在

刑法 38 条 1 項においては、「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合においては、この限りでない。」と規定している。すなわち、刑法その他の刑罰法令においては、故意犯処罰が原則であり、したがって客観的構成要件要素のすべてについての認識が原則として必要である一方で、例外的に、「特別の規定」がある場合においては、客観的構成要件要素の全部又は一部につき、認識を必要としない、とするものである。ここでいう「特別の規定」は、構成要

件要素の全体につき認識を必要としないところの過失犯のほか、一部についての認識で足りるものがあり、その代表的なものが結果的加重犯である⁽¹⁾。

結果的加重犯においては、認識を要する部分について何らかの犯罪が成立するが、認識を要しない結果が発生することにより、その法定刑が加重される。すなわち、認識を要するところの基本犯と、認識を要しないところの加重結果からなる犯罪類型である。たとえば、(暴行を手段としない)傷害致死罪(205条)においては、傷害の手段行為と傷害の結果については認識を要するとともに、死亡結果については認識を要しない。その法定刑は、基本犯であるところの傷害罪(204条)や、全体について認識がない場合に成立しうるところの過失致死罪(210条・211条)よりは重く、加重結果も含めて認識がある場合に成立するところの殺人罪(199条)よりは軽い。

このように、結果的加重犯は故意犯と過失犯の交錯する類型だといえるのであるが、それは正確に言えば、以下のような二つの側面を有するものと考えられる。すなわち、第一には、結果的加重犯は故意犯と過失犯の中間的性格を有するということであり、第二には、基本犯と過失犯の特殊な競合類型である、ということである。

第一の点について説明すると、たとえば人の死亡を最終の結果とする行為がなされた場合においては、行為者の主観によって成立する犯罪が定まる。すなわち、殺意があれば殺人罪、傷害(または暴行)の故意にとどまる場合は傷害致死罪、それもない場合であって、過失が認められるにとどまる場合は過失致死罪が成立する。ここでは、殺意のある場合と過失にとどまる場合の中間的な責任を問うものとして、傷害(あるいは暴行)の故意による場合が、結果的加重犯として処罰されているのである。

(1) この他、犯罪の客観的要件となる事実の一部について認識を要しない場合としては、例えば児童買春等処罰法9条所定の、使用者における児童の年齢不知の場合がある。

第二の点については、傷害致死罪の刑は基本犯であるところの傷害罪の刑及び、加重結果にかかる過失犯であるところの過失致死罪の刑より重いのは当然であるが、それとともに、これらを別個に実現した場合（観念的競合であれ併合罪であれ）と比較しても、より重く処断されることになる。このことは、結果的加重犯が、単なる基本犯と過失犯の同時存在ではなく、これらの間に重い法定刑を正当化するに足りる特殊な競合関係を要することを意味するものといえよう。

結果的加重犯をめぐる解釈上の重要な問題は、これらの観点と関連づけて論ずる必要があるように思われる。すなわち、第一の、故意犯と過失犯の中間的責任類型という観点は、加重結果の発生につきいかなる主観的要件を求めるか、という問題と関連づけることができよう。この点は、主として加重結果の認識がある場合に結果的加重犯規定の適用を認めるべきか、という形で問題となる。これに関しては、第一義的には責任と処断刑の均衡という観点に照らして検討すべきものと考えられるが、本稿では割愛したい。

これに対して、第二の、基本犯と過失犯との特殊な競合関係という観点は、結果的加重犯の適用につき、より実質的な問題を提起する。すなわち、結果的加重犯が単なる基本犯と過失犯の単なる同時存在では足りず、これらの総和以上の不法・責任内容を認めるべきものである。そして、この点については、加重結果の認識がある場合につき結果的加重犯規定の適用を認めるべき場合においても、等しく問題となりうる。例えば強盗致死罪の刑は、基本犯たる強盗罪と加重結果にかかる故意犯であるところの殺人罪とをそれぞれ適用した場合よりも重いのである。そうであるならば、加重結果の発生原因は、基本犯の不法・責任内容と特別の関連性が認められることを前提としている、といわざるを得ない。

ここでは、結果的加重犯における加重結果の発生原因をいかに解すべきか、という問題が顕在化するものと考えられる。この点に関連して、結果的加重犯においては単に加重結果が発生しただけでは足りず、

いわゆる直接性の要件、すなわち基本犯に存在する危険が結果に直接に実現したことを要求する見解がある⁽²⁾。これは、基本犯と加重結果の間に、単なる相当因果関係以上の密接な関連性を要求することにより、結果的加重犯の法定刑を説明するものと思われる。しかしそれは結局、加重結果がいかなる原因により生じたかによって、結果的加重犯の成否を決することであり、そこでは加重結果の発生原因をいかにとらえるかという問題に帰着するように思われる。

このことは、結果的加重犯が刑法上限られた犯罪類型についてのみ認められていることとも関連する。結果的加重犯規定が置かれていない場合、たとえば公務執行妨害や放火によって人を死傷させるような場合においては、結局基本犯のほか、せいぜい死傷結果自体にかかる故意犯または過失犯の成立を認めるほかはないからである。

従来、結果的加重犯においては、判例において、加重結果についての予見可能性を必要としないとされてきたことに対し、学説の大多数から、責任主義の見地から予見可能性を必要とすべきだ、という批判が加えられてきた。たしかに、責任主義という原則的な観点からは無視しえない問題点であるが、実際上の帰結としては、予見可能性を要件としても、結果的加重犯の成立範囲にはさほど影響しないものといえよう。しかしながら、結果的加重犯に固有の競合関係はいかなる場合において認められるか、という問題点は、結果的加重犯の成立範囲に関して、実質的にも重要な意義を有するものと思われる。実際上も、強盗致死傷罪、強姦・強制わいせつ致死傷罪、監禁致死傷罪等を中心として、死傷結果の発生原因はいかなるものでなければならないか、言い換えるとこれらの罪の基本犯と、死傷結果自体にかかる罪との競合関係が問題とされてきているものといえよう。

本稿においては、以上の問題意識に基づいて、まず、現行刑法上の結

(2) 丸山雅夫・結果的加重犯論(1990)133頁以下、町野朔・犯罪総論(講義案)(第2版)(1995)179頁。

果的加重犯規定としてどのようなものが規定されているかを分析した上で、これらの規定の趣旨について検討する。そして、個別の規定ごとに、結果的加重犯の成立を認めるために必要となる加重結果の発生原因について、考察を加えるものである⁽³⁾。

2. 現行刑法典における結果的加重犯規定

現行刑法典における結果的加重犯の規定は、基本犯から人の死亡ないし負傷の結果が生じた場合について定めるものが大半を占めるが、それ以外の結果を加重要件とするものもある。これらの結果的加重犯規定を列挙すると、以下のとおりである。

① 111 条（延焼）

1 項は、109 条 2 項（自己所有非現住建造物等放火）または 110 条 2 項（自己所有建造物等以外放火）の罪を犯し、108 条ないし 109 条 1 項所定の物件に延焼させた場合。

2 項は、110 条 2 項の罪を犯し、110 条 1 項所定の物件に延焼させた場合。

② 118 条 2 項（ガス漏出等致死傷）

118 条 1 項（ガス等漏出）の罪を犯し、人を死傷させた場合。

③ 124 条 2 項（往来妨害致死傷）

124 条 1 項（往来妨害）の罪を犯し、人を死傷させた場合。

④ 126 条 3 項（汽車転覆等致死）

126 条 1 項・2 項（汽車転覆等）の罪を犯し、人を死亡させた場合。

⑤ 127 条（往来危険による汽車転覆等）

125 条（往来危険）の罪を犯し、126 条 1 項・2 項所定の結果を発生させた場合。

⑥ 145 条（浄水汚染等致死傷）

(3) 結果的加重犯についての全般的な研究として、丸山・前出註(2)、内田浩・結果的加重犯の構造(2005)、榎本桃也・結果的加重犯論の再検討(2011)。

142条(浄水汚染)・143条(水道汚染)・144条(浄水毒物混入)の罪を犯し、人を死傷させた場合。

⑦ 146条後段(水道毒物等混入致死)

146条前段の罪を犯し、人を死亡させた場合。

⑧ 181条(強制わいせつ等致死傷)

1項は、176条・178条1項(強制わいせつ等)の罪を犯し、人を死傷させた場合。

2項は、177条・178条2項(強姦等)の罪を犯し、女子を死傷させた場合。

3項は、178条の2(集団強姦等)の罪を犯し、女子を死傷させた場合。

⑨ 196条(特別公務員職権濫用等致死傷)

194条(特別公務員職権濫用)・195条(特別公務員暴行陵虐)の罪を犯し、人を死傷させた場合。

⑩ 204条(傷害)

通説・判例によれば、208条(暴行)の罪を犯し、人を負傷させた場合に適用ありとされる。

⑪ 205条(傷害致死)

204条(傷害)の罪を犯し、人を死亡させた場合。

⑫ 208条の2(危険運転致死傷)⁽⁴⁾

道路交通法上の罪のうち、特に危険なものと認められる所定の態様のものを犯し、人を死傷させた場合。

⑬ 213条後段(同意墮胎致死傷)

213条前段(同意墮胎)の罪を犯し、女子を死傷させた場合。

⑭ 214条後段(業務上墮胎致死傷)

(4) なお、この規定は、平成25年の法改正により新規に制定された「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」2条1号ないし5号に規定されることとなった。同法はさらに、2条6号及び3条において、加重処罰の対象となる死傷の原因行為を拡大するとともに、刑法211条2項に規定されていたところの自動車運転過失致死傷罪についても、5条に規定するに至っている。

214 条前段（業務上墮胎）の罪を犯し、女子を死傷させた場合。

⑮ 216 条（不同意墮胎致死傷）

215 条（不同意墮胎）の罪を犯し、女子を死傷させた場合。

⑯ 219 条（遺棄等致死傷）

217 条・218 条（遺棄等）の罪を犯し、人を死傷させた場合。

⑰ 221 条（逮捕等致死傷）

220 条（逮捕及び監禁）の罪を犯し、人を死傷させた場合。

⑱ 240 条（強盗致死傷）

236 条・238 条・239 条（強盗等）の罪を犯し、人を死傷させた場合。

⑲ 241 条後段（強盗強姦致死）

241 条前段（強盗強姦）の罪を犯し、女子を死亡させた場合。

⑳ 260 条後段（建造物等損壊致死傷）

260 条前段（建造物等損壊）の罪を犯し、よって人を死傷させた場合。

次に、以上に挙げた結果的加重犯規定をどのように整理・分類するかが問題となる。

この類型化に当たっては、第一に、加重結果の種類や、法定刑の内容がないしその規定のしかたによることが考えられる。すなわち、これによって、基本犯の法定刑、加重結果のみを発生させる罪の法定刑、及び結果的加重犯の法定刑の関係が明らかになるからである。しかしながらこの問題は、主として先に述べたところの、加重結果につき認識を有する場合における結果的加重犯規定の適用の有無の問題と関連するものはあるが、ここで取り上げる問題との関係では（ある程度考慮する必要はあるにせよ）論理必然的な関係が認められるとはいえないからである。

そのように考えると、第二に、結果的加重犯規定が置かれているのは、どのような性質の基本犯であるといえるかという点に着目して、その類型化を試みることが考えられる。すなわち、結果的加重犯は、基本犯と加重結果の発生を内容とする罪との特殊な競合類型としてとらえられるのであるならば、どのような犯罪類型について結果的加重犯規定が

おかれているのか、そしてそれはいかなる根拠に基づくものかを考察する必要がある。そして、逆に結果的加重犯規定を有しない犯罪類型においては、何故に立法者はそのような規定をおかなかったかという点についても、併せて検討する必要があるように思われる。このように考えるならば、本稿の問題を検討するにあたっては、基本犯の性質に着目した結果的加重犯規定の整理・分類が有効であると思われるので、次項では、そのような見地から上述の結果的加重犯規定の整理を試みたい。

3. 結果的加重犯規定における基本犯の性質

上述したところの、結果的加重犯規定がおかれている犯罪類型について検討すると、おおよそ以下のような場合に結果的加重犯が規定されていることがわかる。

第一に、手段行為として、通常の暴行・脅迫の程度を超えるものが要件とされている犯罪類型である。すなわち、⑧⑪⑫⑬⑭の基本犯及び、⑨の罪のうち、194条の罪がこれに該当する。これらの罪の手段行為は、強盗の場合は相手方の抵抗を抑圧する程度のもの、強姦・強制わいせつの場合は相手方の抵抗を困難にする程度のもの、逮捕・監禁・特別公務員職権濫用の場合は相手方の脱出を困難にする程度のもので解されており、それ以外の手段の場合であっても、これと同程度の強制力の行使が求められているものといえる。これらの罪は、その類型ごとに侵害法益が異なり、それゆえに要求される手段行為の程度について量的な差は認められるものではあるが、いずれも相手方の行動の自由を直接的に奪うことを手段として、所定の法益侵害に出ることを内容とする犯罪であるという点では、共通するものといえよう。そこでは、相手方は、行動の自由を奪うに足りるだけの高度の攻撃を受け、あるいは行動の自由を著しく制約された状況において、行為者の犯罪行為に対処することを余儀なくされるのであって、その生命・身体に対し危険が及ぶ度合いが非常に高いのみならず、これを自ら回避することも困難な状態におかれるこ

とになる。ここに、これらの罪から人身被害が生じた場合において、これを特に加重して処罰する必要性が認められるものと考えられる。なお、結果的加重犯の法定刑を定めるにあたっては、手段行為の強度及び基本犯の法定刑等を勘案して、その上限につき死刑・無期刑・有期刑と差をつけているものといえよう。

第二に、相手方の身体に対する危害を生じさせ、あるいはすでに生じている危険な状態を維持・拡大することを内容とする犯罪類型である。⑩⑪⑬⑭⑮⑯の基本犯及び、⑨の罪のうち、195条の罪がこれに該当する。ここでは、身体に積極的に攻撃を加える傷害・暴行、相手方の人身の安全が損なわれる状態におく遺棄・不保護、胎児に攻撃を加えることにより、母体にも危険を及ぼす墮胎が基本犯とされているところ、これらの罪は人身に対する実害へと発展し、あるいはその拡大につながる性質を内在するものといえるから、そのような場合に加重処罰を認めるものと考えられる。法定刑については、これらの罪が人身に対する危害を内容とする点で共通することから、原則としては204条・205条の上限が適用されることとなるが、基本犯となる行為が妊婦自身の意思に基づく同意墮胎・業務上墮胎の場合にはこれより低い上限を定めているものといえよう。

第三に、不特定多数の者に危害を及ぼすことを処罰根拠とし、あるいは副次的にそのような性格が認められる犯罪類型である。①②③④⑤⑥⑦⑰⑱の基本犯及び、⑫の基本犯となる行為のうち、実質的にほかの交通主体に危険を及ぼすに足りるものとして208条の2に列挙されているものがこれに当たる⁽⁵⁾。ここでは、いわゆる公共危険罪としての放火・往来妨害・往来危険・汽車転覆等につき、生じた公共の危険が実害あるいはより深刻な危険へと発展した場合、交通法規に違反する行為が形式的な規律違反を超えてほかの交通主体に対する危険を有する場合におい

(5) なお、208条の2の規定については、前出註(4)参照。

て、その危険が実害へと転化した場合、建造物等の損壊に副次的に伴う危険が実害に至った場合に、その法定刑を引き上げるものと考えられる。法定刑については、やはり危険の程度や範囲、基本犯の法定刑が考慮されているものと考えられるが、危険運転致死傷については、基本犯が道路交通法における形式犯として規定されていることから、成立要件は絞り込まれている反面、引き上げ幅はかなり大きなものとなっていることが認められよう。

一方で、結果的加重犯規定がおかれていない場合についても考察する必要がある。第一に、暴行・脅迫が明文ないし解釈上要件とされているにもかかわらず、そこから生じた死傷結果につき加重処罰する規定を有しない場合、第二に、公共危険罪において、それ自体において多数人の生命・身体に危害が及ぶものでありながら、致死傷罪の規定を有しない場合である。

第一の例として、公務執行妨害・脅迫・強要・略取・恐喝等の罪においては、暴行・脅迫を手段とする点においては、強盗・強姦・監禁等の罪と共通しているが、それにもかかわらず、致死傷罪の規定を有しない。その理由としては、これらの罪において要求される暴行・脅迫の程度は、強盗罪等のような行動の自由を制圧するものである必要がないのはもとより、人の身体に危害を及ぼすものであることも求められない(いわゆる対物暴行であってもよい)。すなわち、相手方の意思の自由を妨げるものであれば足りるのである。その程度の暴行・脅迫から、類型的に人の死傷結果が生ずるとは考え難く、仮に生じたとしても傷害(致死)等を別途成立させれば足りるということであろう。

第二の例として、放火・出水等の罪においては、不特定多数人の生命・身体等に危害を及ぼすという点においては、ガス漏出・往来妨害等の罪と共通しているが、やはり致死傷罪の規定を有しない。そこには、これらの罪において構成要件的结果とされている危険の内容がすでに実害に匹敵するものであって、人の死傷結果に至った場合であっても法定

刑を特段加重する必要がないと考えたものと思われる。

以上に考察したように、結果的加重犯規定により、基本犯と加重結果にかかる罪との間に特別の競合関係を認めるためには、両者を関連付ける固有の関係が必要であるものといえよう。以下では、主要な結果的加重犯規定を取り上げ、その規定ごとに、加重結果の発生原因について、判例及び学説の態度を踏まえながら検討する。

4. 傷害罪・傷害致死罪と加重結果の原因

判例・通説によれば、傷害罪は、傷害の認識を有する場合のほか、暴行を手段とする場合においては暴行の故意により傷害結果を生じた場合を含む。したがって、傷害致死罪においては、傷害の認識に基づき人の死亡結果が発生した場合及び、暴行の認識に基づき人を負傷させ、ひいては死亡させるに至った場合を含むことになる。これらの罪は、身体に対して危害を加える行為は、その性質上相手方の死傷結果を招くものであることを理由とするものであるから、死傷結果はそのような危険の実現といえる必要があるろう。

暴行を手段とする傷害罪・傷害致死罪の場合、暴行は他人の身体に対する加害手段としてのそれであるから、身体に向けられた物理力の行使でなければならない。したがって、そのような物理力の効果が相手方の身体に及び、それが死傷結果をもたらした場合に、本罪の成立を認めるべきこととなる。そこで、相手を殴打したところ、それによっては傷害の結果が生じず、ただ、相手方がそのことを苦にして睡眠障害に陥ったような場合においては、これを結果的加重犯としての暴行による傷害として評価することはできないことになる⁽⁶⁾。もっとも行為者において、

(6) 福岡高判平成12・5・9判時1728号159頁は、暴行の相手方が精神的機能障害に陥った事案につき、204条所定の傷害には当たらないとして傷害罪の成立を否定したが、仮に当たるとしても暴行による傷害とは言えないとして、なお本罪の成立を否定することになろう。

相手方がそのような状況に陥ること自体を認識していたのであれば、暴行によらない傷害罪の成立を認める余地がある。

これに対して、執拗な暴行に耐えかねてその場を逃れようとした者が、途中で転倒し、あるいは幹線道路を横断中、自動車にはねられ死傷した場合、死傷結果は当初の暴行そのものによって生じたものではないことから、たとえ因果関係自体は認められるにせよ、結果的加重犯としての本罪の成立を認めるべきか、という点が問題となりうる⁽⁷⁾。ここでは、執拗な暴行を受けた者にとっては、現場を逃れるために危険な行動に出たとしても無理からぬところがあるといえることから、これらの死傷結果は依然として当初の暴行の物理的影響力に基づくものと考えられるのであって、判例が本罪の成立を認めている⁽⁸⁾のは妥当であるといえよう。

なお、暴行を手段としない傷害致死罪においても、手段行為の効果が身体に対する加害を経て死亡結果にまで至る場合に加重処罰を認めるべきこととなる。したがって、死亡結果は手段行為によって生じた傷害に起因するものであることを要し、かつそれで足りると解される。

5. 危険運転致死傷罪と加重結果の原因

危険運転致死傷罪は、特定の危険性の高い運転態様に起因する人の死傷につき、これを道路交通法上の罪と自動車運転過失致死傷罪の観念的競合ないし併合罪より重く処罰するものである。ここでは、単に特定の

(7) このように逃避行為から結果が発生した場合において、本罪の成立に否定的な見解として、町野・前出註(2)179頁、丸山・前出註(2)213頁、内田・前出註(3)244頁。

(8) 最決昭和59・7・6刑集38巻8号2793頁は被害者が逃走中に転倒した事案につき、最決平成15・7・16刑集57巻7号950頁は高速道路に進入した事案につき、それぞれ本罪の成立を認めるが、いずれも行為者による暴行が執拗なものであって、それから逃れるためにこのような危険な行動に出ることを余儀なくされた、というものである。このように、相手方をして危険な逃避行動に出ることを余儀なくする場合に限り、本罪の成立を認める見解として、榎本・前出註(3)117頁。

道路交通法上の罪が成立することだけでは足りず、特に危険な事故原因に限定して加重処罰する趣旨であることから、死傷結果は、このような原因に基づく事故によるものでなければならない。

本条は事故原因として、①アルコール等の影響による正常な運転が困難な状態での運転、②進行を制御することが困難な高速度での運転、③進行を制御する技能を有しない運転、④妨害目的での人・車輛への著しい接近、⑤赤色信号等の殊更無視を列挙している。そこで、このような状況下においてに事故を起こしたが、その直接の原因はこれら以外のものであったとみられる場合においても、本罪の成立が認められるかが問題となる。

例えば、①の類型に関して、事故の直接の原因が一時的な前方不注意による場合において、これを本罪の原因と認めてよいか問題となる。判例には、このような場合であっても、それがアルコール等による正常な運転が困難な状況に陥っていたことに起因するものである場合において、本罪の成立を認めたものがある⁽⁹⁾。このような場合はまさに、正常な運転ができない状況に起因する事故に他ならないのであるから、本罪の成立を認めてよいであろう⁽¹⁰⁾。

また、⑤の類型に関して、赤色信号を無視して、停車中の車輛の後方から、反対車線にはみ出して進行したところ、交差点に入る前に正面衝突した事案において、本罪の成立を認めた判例がある⁽¹¹⁾。本件について

(9) 最決平成 23・10・31 裁時 1543 号 363 頁。

(10) 西田典之・刑法各論（第 6 版）（2012）50 頁。なお、逆に、原因行為と無関係に行われた一時的な脇見運転については、本罪の原因行為から除外すべきであろう。内田・前出註（3）330 頁。

(11) 最決平成 18・3・14 刑集 60 卷 3 号 363 頁。なお、本件の場合、そもそも基本犯が道路交通法上の信号無視であるとするならば、基本犯が既遂に達しないまま結果的加重犯の成立を認めることになるが、181 条や 240 条と規定の形式が異なる本罪においてこのような結論を認めてよいかは、なお問題の余地がある。もっとも本罪は、道路交通法上の規定とは別に、前提となる原因行為を限定した上で過失犯より刑を重くする趣旨であって、原因行為には基本犯としての可罰性は必ずしも要件ではない、と考えるのであればこの点は最初から問題とならないことになる。金光旭「危険運転致傷罪」刑法判例

ては、事故の直接の原因は対向車線を走行したことであって、赤色信号を無視したことにあるとはいえないのではないかと、という問題がある。たしかに本件では、停止位置を超えて交差点内に進入するには至っていない。しかし、相手方の車輛は、交差点において青色信号に基づき左折してきたところ、その直後に本来そこにあるはずがない行為者の車輛が反対から走ってきたため、衝突するに至ったものである。それはまさに、赤色信号に従って所定の位置に停止することなく、交通法規に反して走行する行為に特有の危険に基づくものといえよう。それ故、本判例は、例えば前方の赤色信号を先頭に多数の車輛が停止している状況下で、最後尾の車輛の運転者が対向車線に進出したところ、直ちに反対車線を進行してきた車輛と衝突するに至った場合のように、赤色信号との関連性が低い場合にまで本罪の成立を認める趣旨であるとまではいえないように思われる。

6. 監禁等致死傷罪と加重結果の原因

逮捕罪は、相手方の身体を物理的に拘束することにより、監禁罪は、暴行・脅迫その他の手段により、相手方を一定の場所から移動できないようにする罪である。ここでは、相手方は行動の自由を奪われた状態に陥られ、あるいはそのような状態に継続的に置かれることにより、その生命・身体に被害を受けやすい状態に置かれることから、致死傷につき結果的加重犯規定を置いているものと解される。

ここでは、監禁致死傷罪の成立が問題となる類型として、①監禁の手段たる暴行・脅迫等から結果が発生した場合、②監禁された状態から結果が発生した場合、③監禁を維持・継続するための手段から結果が発生した場合、④被害者が脱出し、あるいは脱出を試みた際に結果が発生した場合が考えられる。

百選（第6版）（2008）15頁参照。

このうち、①においては相手方の行動の自由を拘束する高度の強制手段が用いられることから、手段行為が暴行の場合においては、本罪の成立を認めることに異論はないであろう。他方、死傷結果が脅迫その他暴行以外の手段行為に起因する場合、これらはそれ自体においては身体に対する攻撃手段ではないことから、このような場合にも本罪の成立を認めてよいか問題となりうるが、上記行為の性格に鑑みると相手方の人身に対する高度の危険を有する点では同じであって、本罪の成立を認めることの妨げにはならないものと解される。次に、②については、監禁されている場所の高温・低温等に起因する死傷結果の発生等が考えられるが、これらの結果は相手方が行動の自由を著しく制約された状態での死傷結果であって、相手方においてこれを回避することが困難であることから、本罪の成立を肯定することができよう⁽¹²⁾。③においては相手方の拘束状態を維持継続する手段には、相手方を死傷させる高度の危険を内在するというに鑑みると、やはり本罪の成立を認めるべきであり、①の場合と同様手段行為は必ずしも暴行に限られないものと解される⁽¹³⁾。④においては自由を奪われた相手方としては、そのような行動に出ることを余儀なくされたといえること⁽¹⁴⁾に、本罪の成立を認めるべき根拠があるものと考えられる。

これに対して、単に監禁されている相手方を、別個の目的で暴行を加える等した場合においては、本罪の適用はないものと解すべきである

(12) 監禁場所が自動車のトランクであったために、後続車が前方不注意により追突したことによって死亡した事例につき、最決平成18・3・27刑集60巻3号382頁。

(13) 薬物を用いて相手方を監禁中に、その状態を継続させるべく薬物を追加投与した結果相手方が死亡した事案につき、東京地判平成16・2・27判時1862号47頁。

(14) 被害者が無理に脱出を試みた事案につき、東京高判昭和55・10・7刑月12巻10号1101頁。このような場合について、本罪の成立を肯定する見解として、丸山・前出註(2)213頁。死傷結果が脱出行為自体に起因するものである限りにおいて本罪の成立を認める見解として、榎本・前出註(3)119頁。この場合の死傷結果は監禁自体の危険性に起因するものでないことを理由に本罪の成立を否定する見解として、内田・前出註(3)312頁。

う。判例も、単に相手方の態度に立腹して相手方を殴打し、傷害を負わせた事案については、本罪の成立を否定している⁽¹⁵⁾。

7. 強姦等致死傷罪と加重結果の原因

強姦罪・強制わいせつ罪は、暴行・脅迫の手段ないし、相手方の抵抗不能状態の惹起・利用により、相手方の意思に反して、性的行為に及ぶものである。判例・通説によれば、暴行・脅迫は相手方の抵抗を困難ならしめるものであることが必要とされるが、要するに、性的行為を拒絶しえない程度に、行動の自由を奪われることが必要だとする趣旨であるものと解される。したがって、ここでも、致死傷罪の規定は、このような高度の攻撃手段ないし、このような状況下での生命・身体に対する高度の危険に対処するものといつてよいであろう。

ここでは、強姦等致死傷罪は、以下の場合にその成立が問題となりうる。すなわち、①強姦等の手段たる暴行・脅迫等から結果が発生した場合、②わいせつ・姦淫行為自体から結果が発生した場合、③その他強姦等の遂行に際してなされた行為等であるが、とりわけ問題とされているのは、④強姦等の終了後、あるいは強姦等を途中で断念して逃走するに際してなされた行為から結果が発生した場合である。

このうち①については、相手方の行動の自由を奪う手段としての高度の暴行・脅迫であることから、少なくとも暴行の場合は本罪の成立を認めることに問題はないであろう。脅迫の場合は、身体に対する攻撃ではないものの、やはり相手方の行動の自由を奪うものであることには変わりはなく、本罪の成立を認めてよいであろう。②についても、わいせつ・姦淫行為が相手方の拒絶できない状況において行われている以上、人身に対する高度の危険を伴うものとして、本罪の成立が認められる。③については、暴行・脅迫が直接的にはわいせつ・姦淫の手段とは認め

(15) 最決昭和42・12・21判時506号59頁。

がたいが、相手方を抵抗困難な状態に陥れる手段として行われている場合⁽¹⁶⁾や、相手方をして無理な逃避行動を余儀なくするに至った場合⁽¹⁷⁾は、やはり本罪を適用してよいであろう。

④の類型については、判例は本罪の成立を認めるもの⁽¹⁸⁾と認めないもの⁽¹⁹⁾とがあり、学説においても積極説⁽²⁰⁾と消極説⁽²¹⁾とが対立している。積極説は、本罪の成立には、強姦・強制わいせつ行為を全体としてみた上で、これらから死傷結果が発生していると認められれば足りるものであるところ、逃走のための行為であっても、先行する姦淫等目的の暴行・脅迫に通常随伴するものであれば、本罪の成立が可能であるとする。消極説は、本条と刑法 240 条の規定のしかたが異なっていること、すなわち本条は所定の「罪を犯し、よって」という文言を用いており、「罪を犯した者が」としていないことから、強姦・強制わいせつの機会になされたことでは足りないと思すべきであること、また、刑法 240 条においては、逃走中の行為に起因する死傷を含めなければ 238 条

(16) 相手方が声を上げようとしたことから静かにさせる意図で殴打した事案につき、東京高判昭和 30・6・1 東高時報 6 巻 7 号 205 頁。

(17) 逃走するために二階から飛び降りた事案につき、最決昭和 35・2・12 裁集 132 号 201 頁。積極的見解として榎本・前出註 (3) 117 頁。消極的見解として、町野・前出註 (2) 179 頁、丸山・前出註 (2) 213 頁、内田・前出註 (3) 306 頁。

(18) 相手方が抵抗したことから、姦淫・わいせつ行為を断念して直ちに逃走する目的で相手方に攻撃を加えた事案につき、大判明治 44・6・29 刑録 17 輯 1330 頁、最決平成 20・1・22 刑集 62 巻 1 号 1 頁、姦淫・わいせつ行為の終了後逃走する際に相手方に攻撃を加えた事案につき、大阪高判昭和 62・3・19 判時 1236 号 156 頁、東京高判平成 12・2・21 判時 1740 号 107 頁。

(19) 強姦自体は終了した後に、被害者に内密にするよう迫ったものの、相手方が応じなかったことから暴行を加えた事案につき、大判大正 15・5・14 刑集 5 巻 175 頁。強姦終了後、発覚を防ぐべく相手方を現場に留めていた行為者が、声を上げた相手方の首を絞めた事案につき、千葉地判平成 23・7・21 裁判所 HP。

(20) 団藤重光・刑法綱要各論 (第 3 版) (1990) 495 頁、大塚仁・刑法概説各論 (第 3 版補訂版) (2005) 105 頁。

(21) 大谷實・刑法講義各論 (新版第 3 版) (2009) 122 頁、曾根威彦・刑法各論 (第 5 版) (2012) 70 頁、西田・前出註 (10) 95 頁、山口厚・刑法各論 (第 2 版) 115 頁、内田・前出註 (3) 305 頁、榎本・前出註 (3) 105 頁。

の場合との均衡を失するのに対して、ここではそのような規定がおかれていないことを理由とする。

おもうに、本条と240条の規定の相違、さらには後述する強盗犯人の刑事学的特性との相違に鑑みるならば、逃走手段としての行為に起因する相手方の死傷全般に本罪の成立を認めるのは相当ではない。すなわち、強姦・強制わいせつ犯人の場合は、基本犯終了後における相手方の追及行為に対する妨害行為につき、特別の危険を認めるとまでは必ずしもいえないのである。ただ、そのような行為であっても、それが①～③の行為から必然的に生じたものであると評価される場合には、その限りで本罪の成立を認めることは可能であろう⁽²²⁾。したがって、例えば相手が抵抗したことから姦淫・わいせつ行為を断念し、直ちにその場を離れようとして攻撃を加えた際、相手方を死傷させた場合は、当該死傷結果自体が行為者の強姦・強制わいせつ行為から必然的に生じたものとして本罪の成立を認めうるのに対し、強姦・強制わいせつ行為がいったん終了した場合においては、その後逮捕を逃れようとして攻撃を加えたとしても、それは別個の原因に基づくものと言わざるを得ず、本罪の成立を認めるべきではないように思われる⁽²³⁾。

8. 強盗致死傷罪と加重結果の原因

強盗罪は、暴行・脅迫の手段により財物を強取し、あるいは財産上不法の利益を得る行為である。判例・通説によれば、暴行・脅迫は相手方の抵抗を抑圧するに足りるものであることを要する。すなわち、財物の占有ないし利益の事実上の保持を継続できない程度に、相手方の行動の

(22) このような判断枠組みに基づき、本罪の成立を限定的に認める見解として、専田泰孝「判批」刑事法ジャーナル13号(2008)89頁、仲道祐樹「判批」刑事法ジャーナル31号(2012)82頁。

(23) したがって、前出註(18)の判例中、大審院明治44年判決及び最高裁平成20年決定は正当であると解されるが、大阪高裁昭和62年判決及び東京高裁平成12年判決には疑問の余地がある。

自由を奪うことが必要とってよい。他方、強盗罪とみなされる行為として、事後強盗罪と昏酔強盗罪がある。事後強盗罪は、窃盗犯人が財物取戻を防ぎ、逮捕を免れ、または罪跡を隠滅する目的で、暴行・脅迫に及ぶ場合であるが、これも相手方の反抗を抑圧する程度のものであることが求められる。この場合は、相手方が所定の行動に出ることができない状況におく、という趣旨であるといえよう。昏酔強盗罪にいう昏酔の手段は、本来の強盗罪に言う暴行・脅迫と同様、財物の占有を継続しえなくする手段と解される。いずれの場合においても、相手方は著しく行動の自由を奪われた状態にあることから、生命・身体の危険は極めて高いこととなる。強盗致死傷罪の刑の重さは、そのことによるものと思われる。

強盗致死傷罪における死傷の原因行為については、判例・学説において見解が対立しているが、問題となる場面は以下のように類型化できよう。すなわち、①強盗の手段としての暴行・脅迫等から結果が発生した場合、②財物を奪取する行為から結果が発生した場合、③現場からの逃走に際してなされた暴行・脅迫から死傷結果が発生した場合、④その他強盗の遂行に際してなされた行為から結果が発生した場合である。学説は、手段説⁽²⁴⁾・機会説⁽²⁵⁾・拡張手段説⁽²⁶⁾・関連性説⁽²⁷⁾に分かれている。手段説は①の場合に限定して本罪の成立を認め、拡張手段説は238条の行為から死傷結果が生じた場合との均衡上、①の場合に加えて③の場合にも本罪の成立を認める（②の場合を含める見解もある）。機会

-
- (24) 瀧川幸辰・刑法各論（1952）131頁。なお、③類型につき、238条所定の窃盗行為に強盗行為を含めた上で、これを事後強盗致死傷として扱うものとして、平野・刑法概説（1977）210頁、中空壽雅「逃走中の暴行と強盗致死傷」刑法判例百選Ⅱ各論（第6版）（2008）87頁。
- (25) 団藤・前出註（20）594頁。
- (26) 西田・前出註（10）186頁、山口・前出註（21）236頁、内田・前出註（3）289頁、榎本・前出註（3）109頁。②の場合も含めて本罪の成立を認めるものとして、橋爪隆「強盗致死傷罪をめぐる論点」刑法の争点（第3版）（2000）172頁。
- (27) 大塚・前出註（20）231頁、大谷・前出註（21）240頁。

説・関連性説はいずれの類型についても本罪の成立を認めるが、関連性説からは④の類型につき限定を施そうとする。

おもうに、①の場合においては、相手方の抵抗を抑圧する程度的手段行為である以上、脅迫による場合⁽²⁸⁾をも含めて、本罪の成立を認めるべきであろう。判例は、強盗の手段としての脅迫が行われた際、行為者においてその存在を認識していないが強盗の現場に所在していた者が脱出するにあたって負傷した事案につき、本罪の成立を認めている⁽²⁹⁾。ここでは、脱出を試みた者も、脅迫により行動の自由が著しく制約されており、危険を起こして脱出することを余儀なくされたということを考えれば、判例の態度は妥当といえよう⁽³⁰⁾。②の場合についても、財物奪取は相手方の行動の自由が著しく制約された状態で遂行されるのであるから、これに伴う死傷について本罪の成立を認めるべきであろう⁽³¹⁾。

③の場面については、強盗自体は一応終了していることから、強盗の遂行に起因する死傷結果とはいえないのではないかと、という問題が生ずるが、判例⁽³²⁾・多数説はこの場合にも本罪の成立を認める。その理由づけとしては、形式的には238条の場合との均衡、実質的には強盗犯人

(28) 大阪高判昭和60・2・6高刑集38巻1号50頁。反対説として、丸山・前出註(2)211頁、内田・前出註(3)294頁。なお、榎本・前出註(3)は原則的に成立を認めるものの、相手方が畏怖することなく、単に刃物に手を触れて負傷した場合は含まれないとする。

(29) 東京地判平成15・3・6判タ1152号296頁。

(30) 無理な逃避行動に起因する死傷結果について本罪の成立を認める見解として、榎本・前出註(3)117頁。反対説として、町野・前出註(2)179頁、内田・前出註(3)289頁。

(31) ただし、例えば冬場に、付近に建物等がないような場所で防寒用の着衣を奪われた結果、健康状態を悪化させるに至った場合のように、財物の奪取行為ではなく財物の喪失による利用不能状態に起因する場合は含まれないものと解される。内田・前出註(3)290頁参照。

(32) 強盗の現場から逃走中に、追跡してきた相手方に攻撃を加えた事案につき最判昭和24・5・28刑集3巻6号873頁、タクシー運転手に対する強盗行為を終了後、運転手が交番の前に停車した際逃走しようと攻撃を加えた事案につき最決昭和34・5・22刑集13巻5号801頁、財物を強取した後に、被害者の記憶を失わせる意図で、山中に連れ出し覚せい剤を注射した事案につき東京高判平成23・1・25高刑集64巻1号1頁。

の刑事学的特性、すなわち強盗行為の終了後も被害者側からの追及を受ける可能性が高く、したがって行為者の側においてもこれを逃れるべく、高度の攻撃手段に及ぶ危険性が高いという点が挙げられよう。このうち、形式的論拠については、財物強盗の場合は妥当するが利益強盗の場合は必ずしも妥当しないことから、実質的論拠に基づき、いずれの場合においても、被害者側からの追及可能性が継続しており、その追及を断ち切る目的で相手方に対してなされた行為であれば、本罪の成立を認めることができるものと解されよう⁽³³⁾。したがって、一旦被害者側からの追及を逃れた後に、別の場所で相手方を攻撃した場合においては、たとえそれが犯行の発覚を防ぎ、あるいは逮捕を免れる目的でなされたものであっても、本罪の成立は認められない⁽³⁴⁾。

④の類型については、強盗の遂行に当たり、相手方が抵抗したことからみ合いになって、相手方を死傷させた場合⁽³⁵⁾、寝ていた幼児が騒ぎ立てることをおそれて、これを殺害した場合⁽³⁶⁾等が挙げられる。この場合の幼児は財物の占有そのものには関与していないものの、強盗遂行の障碍となりうる者であることには変わりないのであるから、その排除を目的としてなされた行為は、本罪の原因に含めてよいであろう。

以上の場合と異なり、たまたま強盗の際ないし現場からの逃走行為中に行われた行為であっても、それが財物の占有を奪い、あるいは追及を防止するための行為とはいえない場合においては、本罪の成立を認めるべきではないであろう⁽³⁷⁾。学説においては、共犯者相互の仲間割れ、

(33) このような、追及可能状況の継続性を判断基準とする見解として、南由介「判批」刑事法ジャーナル 30号(2011) 151頁(ただし、この判断基準は事後強盗罪における窃盗の機会性判断とは若干異なるとする)。

(34) すでになされた犯行の発覚を防ぐべく、顔を見られた相手方を誘い出して殺害した事案につき最判昭和 23・3・9 刑集 2 巻 3 号 140 頁、犯行後盗品を別の場所で船から陸揚げしようとして警察官に発見されたことから暴行を加えた事案につき、最判昭和 32・7・18 刑集 11 巻 7 号 861 頁。

(35) 大判大正 6・10・29 刑集 10 巻 511 頁。

(36) 最判昭和 25・12・14 刑集 4 巻 12 号 2548 頁。

たまたま居合わせた仇敵の殺傷等が、本罪不成立の場合として挙げられている⁽³⁸⁾が、そのほか例えば、被害者の態度に立腹して殴打した場合、搬出にかかる盗品を落下させて通行人に命中させた場合、逃走の際泥酔者を踏みつけた場合等も、本罪の成立を否定すべきものと考えられよう。

9. 往来妨害致死傷・列車転覆等致死罪と加重結果の原因

往来妨害罪・列車等転覆罪は、公衆が交通に利用する施設・手段に攻撃を加えることにより、多数の通行人・乗員・乗客等に危害を及ぼす危険を生ぜしめる行為として処罰されている。この場合において、かかる危険が実害、すなわち人の死傷にまで至った場合においては、そうでない場合に比べ、結果が著しく重大であると評価できよう。ここに、これらの罪について、致死傷罪が置かれている根拠を見出すことができよう。

それゆえ、この類型においては、致死傷の結果は、基本犯における公共の危険が実害にまで発展した場合をいうものと考えらるべきであろう。したがって、①通行人が通行妨害により死傷し、あるいは乗員・乗客が転覆等により死亡した場合がこれに当たるという点は問題ないであろう。問題となるのは、②通行妨害や転覆等により周辺住民が巻き込まれた場合、③通行妨害や転覆には至っていないが、通行人や乗員・乗客に及んだ危害の影響で結果が発生した場合、④通行妨害ないし転覆等を引き起こす手段行為(爆発物の使用等)から結果が発生した場合である。

まず、②については、往来妨害は通行人に危険を及ぼす罪、列車転覆

(37) もとより、単に犯行現場にいたことだけでは、たとえ殺害が事後の発覚防止に有用と
いいうとしても、それだけではその殺害について本罪の成立を認める根拠とはならな
いであろう。内田・前出註(3)291頁。

(38) もっともこのような場合であっても、相手方が同時に財物奪取の妨げとなり、あるい
は追及する側に立つ場合においては、本罪の成立は妨げられないことになる。榎本・前
出註(3)110頁参照。

等は乗員・乗客にそれぞれ危険を及ぼす罪であることから、死傷結果はこれらの者に生じた場合に限る、とする見解がある⁽³⁹⁾。しかし、通行人の危険は、妨害行為により正常な通行が妨げられた結果として発生するものであるから、たとえば交通路から逸脱した車輛が沿道の住人に死傷結果をもたらすことや、転覆に至った列車が周辺住民を巻き添えにする危険も十分に考えられる。これらの危険は、決して偶然のものとはいえず、むしろこれらの罪がもたらす通行人・乗員・乗客の危険に含めて考えるべきであって、それゆえこれらの者の死傷結果も本罪の結果に含めてよいように思われる⁽⁴⁰⁾。

③④については問題がある。③については基本犯の構成要件的结果としての往来妨害・転覆・破壊等の結果に至っておらず、したがって死傷結果もそこから生じたものとはいえないこと、④については基本犯が保護するところの交通の危険とは無関係な原因から死傷結果が発生する場合であることから、本罪の成立を認めない見解が多数を占める。この点に関して、判例は橋を損壊したところその落下により死傷者を出した場合⁽⁴¹⁾に往来妨害致死傷罪、列車を爆破したところ爆発により乗客が死亡した場合⁽⁴²⁾に列車破壊致死罪の成立を認めているが、学説の多くはこれに反対する⁽⁴³⁾。たしかに、④の類型については、基本犯の公共危険罪としての性格を鑑みるならば、本罪の成立を認めるべきでないであろう。しかし、前者の事例においては、橋の損壊の過程で通行人に対する妨害状況がすでに生じていたこと、後者の事例においては爆発による列車破壊の過程で乗員・乗客に危害が及んだものであって、これらの事例を③の類型とみることも可能であろう。そうであるならば、これらの事案において、基本犯の構成要件的结果が発生したと認められる限りに

(39) 曾根・前出註(21) 230頁。

(40) 最判昭和30・6・22刑集9巻8号1189頁、西田・前出註(10) 321頁。

(41) 最判昭和36・1・10刑集15巻1号1頁。

(42) 東京高判昭和45・8・11高刑集23巻3号524頁。

(43) 大谷・前出註(21) 397頁、西田・前出註(10) 321頁、榎本・前出註(3) 95頁。

において、これらの結論を肯定する余地もあるように思われる⁽⁴⁴⁾。

10. 結論

以上、刑法上の主要な結果的加重犯規定において、その適用の限界づけについて、加重結果の原因という観点から検討を試みた。

結果的加重犯は、法定刑がきわめて重いものが多いことから、その適用に当たっては適切な限界づけが求められることは言うまでもない。また、特に死刑・無期刑を法定刑に含む場合や、有期刑のみであっても致死罪の場合は裁判員裁判の対象となることから、それに見合った明確な基準を確立することも必要であろう。

(本学法学部教授)

(44) これに対して、基本犯が既遂に達しなかった場合には、このような損壊・破壊の過程で死傷結果が発生したとしても、これらの条文が181条や240条のような規定となっていない以上、本罪の成立は認められないものと解される。